

女性職員の活躍推進のための新潟県教育委員会特定事業主行動計画 実施状況 (令和8年7月公表)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条第6項の規定に基づき、「女性職員の活躍推進のための新潟県教育委員会特定事業主行動計画」に係る令和7年度の取組状況及び目標に対する実績について公表します。

1 取組状況

女性職員の職域拡大・キャリア形成に向けた支援

○キャリア形成に向けた支援

女性職員を対象としたキャリアアップセミナーを実施し、女性職員のキャリア形成を支援しました。

長時間勤務の是正等の働き方の見直し

○デジタルを活用した新たな働き方の推進

モバイル環境やWEB会議、チャットツール、AI・RPA等、デジタルを活用した働き方の推進により、業務効率化に努めました。

○積極的な声掛け等による職場の雰囲気づくり

管理・監督者による職員一人ひとりへの積極的な声掛けにより、職員が退庁しやすい職場の雰囲気づくりに努めるとともに、ノー残業デーを積極的に推進しました。

○22時以降の時間外勤務の原則禁止

22時以降の時間外勤務の原則禁止や勤務時間インターバル制度の原則適用に向けて、制度適用状況等の主管課への報告を義務付け、長時間勤務の是正及び職員の業務管理と健康管理の徹底を図りました。

○ロー（low）残業月間の実施

8月をロー（low）残業月間と位置づけ、お盆における会議や残業の自粛、所属ノー残業デーの設定に加え、16時以降の会議や電話照会を原則禁止する集中タイムの設定等により、夏季における時間外勤務の縮減に努めました。

家事、育児や介護をしながら活躍できる職場環境の整備

○育児休業代替職員の前倒し採用

育児休業を取得する職員が休業前に代替職員と直接引継ぎを行うことで円滑な業務引継ぎが行えるよう、状況に応じて代替職員の前倒し採用を行うこととしました。

○柔軟な働き方を実現する制度の利用及び拡充

職員のワーク・ライフ・バランスの一層の推進を図るため、早出遅出勤務や在宅勤務の積極的な活用や、部分休業制度拡充を図りました。

また、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、3歳に満たない子を養育する職員に対し、管理監督者が個別に育児両立支援に関する制度等の周知や取得に係る意向確認を行い、仕事と子育てをより両立しやすい職場環境づくりの推進に努めました。

○男性職員の育児参加促進

子の出生が見込まれる男性職員を把握した場合、所属において、本人の意向に基づき、育児休業等の取得計画表を作成し、職員と共有する取組の周知・啓発を図りました。

2 目標に対する実績（県費負担教職員を含む数値）

目標項目	目標値（R7）		R6実績	R7実績	達成状況
(1)採用者に占める女性割合	50%		49.5%	46.6%	－ ※1
(2)平均継続勤続年数の男女差	男女間で著しい差異が生じないよう努める		男女間で著しい差異は見受けられない	男女間で著しい差異は見受けられない(男性:18.6年 女性:18.3年)	【達成】
(3)時間外勤務（本庁職員の年360時間を超える割合）	20%以下		28.6%	23.0%	【未達成】 3.0ポイント超過
(4)管理職（課長級以上）に占める女性職員の割合 ①校長、副校長及び教頭に占める女性職員の割合 ア：市町村立学校、県立特別支援学校 イ：県立高等学校及び中等教育学校 ②課長級以上の職員等に占める女性職員（教育職員以外の職員に限る）	① ※2 ア： ・校 長：16%以上 ・副校長及び教頭：20%以上 イ： ・校 長：10%以上 ・副校長及び教頭：15%以上 ② 17%以上		① ア： ・校 長：17.0% ・副校長及び教頭：18.5% イ： ・校 長：9.3% ・副校長及び教頭：13.5% ② 14.0%	① ア： ・校 長：16.2% ・副校長及び教頭：19.3% イ： ・校 長：15.1% ・副校長及び教頭：18.9% ② 17.5%	【一部達成】 (達成) ▲0.7ポイント (達成) (達成) 【達成】
(5)管理監督職（係長相当職以上）に占める女性職員（教育職員以外の職員に限る）	35%以上		39.5%	38.6%	【達成】
(6)育児休業取得率	女性	95～100%	100%	100%	【達成】
	男性	50%以上 ※3	34.9%	58.7%	【達成】
(7)男性職員の育児参加休暇等取得率（育児休業、育児休暇、男性の育児参加休暇のいずれかを取得した割合）	70%以上		57.5%	83.7%	【達成】

※1 実績値が「50%」ちょうどとなることは現実的でないことから、達成状況は記載していない。

※2 令和5年3月31日付けで以下のとおり変更した。

○第5次男女共同参画基本計画等を踏まえ、「教頭以上」で一体として目標設定していたものを、「校長」、「副校長・教頭」に分けて目標設定した。

○校長及び副校長・教頭への女性登用を更に進めていくため、次のとおり目標を引き上げた。

・市町村立学校・県立特別支援学校… 教頭以上：15%以上 → 校長：16%以上、副校長・教頭：20%以上

・県立高等学校・中等教育学校 … 教頭以上：10%以上 → 校長：10%以上、副校長・教頭：15%以上

※3 育児を行う男性職員の仕事と家庭の両立を更に進めていくため、令和6年2月26日付けで目標を10%以上から50%以上に引き上げた。